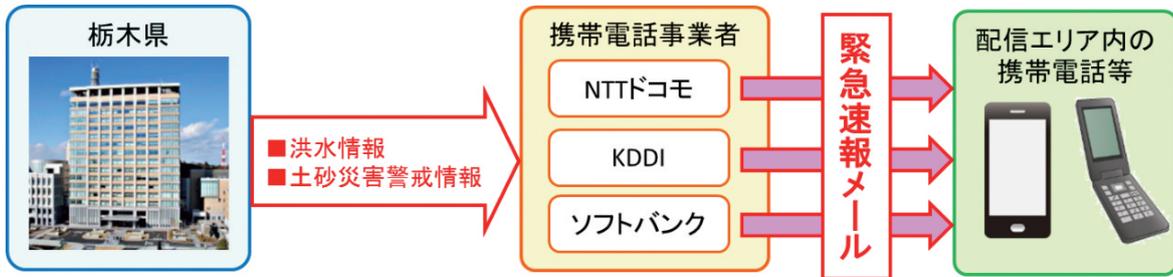


洪水情報と土砂災害警戒情報の緊急速報メールを配信します



次のウェブサイトから河川の水位情報や土砂災害の危険性が高いエリアを確認できます

<p>・とちぎリアルタイム雨量河川水位情報 http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/</p>	<p>・川の防災情報 http://www.river.go.jp</p>
<p>・とちぎ土砂災害警戒情報 http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosya_keikai/</p>	<p>・川の水位情報 https://k.river.go.jp</p>

県では、洪水（那珂川、余笹川）や土砂災害のおそれがある時に、住民の皆さまに危険を知らせるため、4月1日から「緊急速報メール」の配信を開始しました。

緊急速報メールは、地震速報と同じように、配信対象エリアにある携帯端末に一齐に配信されます。

▼配信される情報

- ・洪水情報（河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた情報【警戒レベル4相当】））
- ・洪水情報（河川氾濫が発生した情報【警戒レベル5相当】）
- ・土砂災害警戒情報（土砂災害のおそれがある情報【警戒レベル4相当】）

▼緊急速報メールを受信したら

防災行政無線、テレビ、ラジオ等で、町からの避難情報等を確認し、各自安全を確保するなど適切な防災行動を取ってください。

▼問合せ

- 洪水情報
県県土整備部河川課
☎028-623-2551
- 土砂災害警戒情報
県県土整備部砂防水源課
☎028-623-2455



令和2年度所得証明書（平成31年・令和元年分）と住民税決定証明書の発行のお知らせ

令和2年度所得証明書（平成31年・令和元年分）、令和2年度住民税決定証明書の役場本庁税務課、各支所窓口での発行開始日は次のとおりです。

- ▼住民税を給料から特別徴収で納めている方 5月15日（金）から
 - ▼住民税を普通徴収または年金から特別徴収で納めている方 6月15日（月）から
- ※なお、コンビニエンスストアで

令和2年度軽自動車税種別割の減免申請を受け付けています

- ▼対象となる車
- 障がいのある方が所有し運転する車
- 障がいのある方と生計を共にしている方が所有する車など

※減免を受けることができる車は、障がいのある方1人について1台で、普通自動車等の自動車税種別割との重複はできません。

※その他一定の要件を満たす場合に、申請により、軽自動車税種別割が減免されます。

- ▼申請期間 5月25日（月）まで
- ▼持ち物

・障害者保健福祉手帳

の所得証明書、住民税決定証明書の発行開始日は、役場本庁税務課窓口発効日の翌日午前6時30分からですのでご注意ください。

※所得証明書、住民税決定証明書のコンビニエンスストアでの申請には、マイナンバーカードが必要です。

※詳しくはお問い合わせください。

- ▼問合せ 税務課庶務諸係
☎⑦2 6936

- ・戦傷病者手帳
 - ・印かん（申請をする方のもの）
 - ・運転免許証（対象車輛を運転する方のもの）
- ※今年度の軽自動車税種別割納税通知書の発付日は5月11日です。納税通知書が届いてからの申請をお願いいたします。

- ▼申請・問合せ 税務課庶務諸係
☎⑦2 6936

